

豊中・箕面地域情報アーカイブ化実行委員会 宛

豊中市立岡町図書館・箕面市立中央図書館 宛

**みんなでつくる地域百科事典 2009年応募用紙**

氏名				ハンドルネーム *		
提供者の明示	希望する(実名/ハンドルネーム)    希望しない			「希望する、しない」にいずれかにを、希望する場合は「実名かハンドルネーム」か、をつけてください。		
住所/電話	〒 _____					
	TEL    -    -					
メールアドレス	_____ @ _____					
<b>投稿情報</b>						
該当する募集テーマに    をつけてください。    ・まちなみ    ・市内各駅    ・市内公共施設(学校・公園など)    ・その他						
NO.	写真のタイトル	撮影場所	撮影場所の郵便番号	撮影年	著作権について	
					著作権処理	画像等の二次利用について *募集要領をお読みください。
例	町を走る動く図書館	北緑丘	560-0001	昭和50年代くらい	未	済 <input checked="" type="radio"/> (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
1					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
2					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
3					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
4					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
5					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
6					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
7					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
8					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
9					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
10					未	済 (許可(条件:表示・非営利・改変禁止))
備考						

\*ハンドルネーム:インターネットをはじめとしたネットワーク上で活動するときに用いられる別名のこと。  
ペンネームや、雅号、俳号と同様の使用法。

実行委員会から投稿におけるご注意(裏面の「写真を投稿する際のおねがい」も併せてお読みください。)

- ・当委員会は、自らの裁量により、写真の公開を行わないことに対して何らの義務や責務を負うものではありません。
- ・著作権者、著作権(肖像権等)の確認は、写真を投稿する本人がおこなってください。当委員会では確認作業はおこないません。
- ・写真は実物、CD等メディアでデータとして取り込んだ後、実物、メディアは返却いたします。
- ・郵便番号及び撮影年の記述もおねがいます。特定できなければ「昭和20年代」等と記してください。
- ・二次利用について、募集要領をご一読のうえ、回答をおねがいます。

おといあわせ 豊中・箕面地域情報アーカイブ化実行委員会事務局 豊中市立岡町図書館    〒561-0884    豊中市岡町北3-4-2    TEL06-6843-4553
---

## 写真を投稿する際のおねがい

豊中・箕面地域情報アーカイブ化実行委員会（以下、「委員会」といいます。）は、みんなで作る地域の百科事典「北摂アーカイブズ」（以下、「本サービス」といいます。）に写真を投稿する個人及び法人（以下、利用者といいます。）に対して、投稿していただいた写真を有効に活用するための注意事項を記しています。必ずご確認及びご同意の上、本サービスに応募してください。投稿されたことをもって下記の事項に同意したものとみなします。

- (1) 委員会は、自らの裁量によって、利用者から投稿された写真に関して、本サービスによって公開・展示を行わない事ができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。尚、委員会は、公開・展示を行わない事に対して、何らの義務と責任を負うものではありません。
- (2) 利用者は、本サービスを利用して提供した写真は、利用者自らが著作権その他必要な権利を保有しているものに限られるものとします。また、利用者は、写真が法令等に違反しないこと、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものとします。
- (3) 利用者は、本サービスを利用して提供した写真について、委員会に対して、国内外で無償で非独占的に使用する権利（複製権、頒布権、翻案権、送信可能化権を含む公衆送信権及びその他の権利）を許諾（サブライセンス権を含む）ものとみなします。また、利用者は委員会に対し、画像等に関して著作者人格権を行使しないものとします。
- (4) 利用者が本サービスに提供した写真を、委員会がおこなう事業の一環として、本サービスによる公開以外に、看板や広告、展示等に委員会が無償で使用することに異議を唱えないものとします。
- (5) 本サービスが公開を終了した場合、利用者が本サービスに提供した写真を、地域情報のデータベースとして蓄積、保管、管理のために、豊中市立図書館及び箕面市立図書館に譲渡することに異議を唱えないものとします。
- (6) 利用者が本サービスを利用するにあたり提供した写真に法令違反や第三者の著作権侵害の事実があったこと等により他の利用者又は第三者との紛争が生じた場合には、必ず当該利用者は直ちにその内容を委員会に通知するとともに、利用者自身の責任と費用において当該紛争を処理解決しなければなりません。当該紛争に関して、委員会は一切責任を負わないものとします。なお、当該写真について、委員会が削除・修正など送信防止のための措置を行う事、また、その措置の内容について、利用者は異議を唱えないものとします。
- (7) 他の利用者が本サービスに提供した写真によって、利用者が自己の権利を侵害されていると覚知した場合は、必ず直ちに委員会に写真を特定できる情報、侵害されたとする権利、侵害されたとする理由の報告を行うとともに、利用者自身の責任と費用において当該紛争は解決しなければならず、委員会は一切責任を負わないものとします。